

**平成24年第1回定例会（2月議会）当初予算関連  
建設交通委員会提出資料**

**建設交通部**

**【予算案関係】**

○ 建設交通政策課	平成24年度建設交通部 当初予算案の概況について . . . . .	1
○ 建設交通政策課	平成24年度建設交通部 重点事項 . . . . .	2
○ 建設交通政策課	大館能代空港の利用促進について . . . . .	3
○ 建設交通政策課	平成24年度バス関連予算について . . . . .	5
○ 建設交通政策課	秋田内陸線の安全対策・利用促進について . . . . .	6
○ 建設交通政策課	由利高原鉄道の経営状況及び予算の概要について . . . . .	9
○ 建設管理課	復興支援建設産業サポート事業について . . . . .	11
○ 都市計画課	第23回全国「みどりの愛護」のつどいについて . . . . .	13
○ 都市計画課	平成24年度からの都市公園の新規事業について . . . . .	14
○ 道路課	地方道路交付金事業費（葛原バイパス）に係る債務負担行為の 設定について . . . . .	15
○ 河川砂防課	治水及び土砂災害対策の推進について . . . . .	17
○ 港湾空港課	秋田港国際コンテナターミナル施設整備について . . . . .	19
○ 建築住宅課	中通一丁目地区市街地再開発事業について . . . . .	22
○ 建築住宅課	大曲通町地区市街地再開発事業について . . . . .	24

**【議案関係】**

○ 都市計画課	秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について . . . . .	26
---------	-------------------------------------	----

## 平成24年度建設交通部 当初予算案の概況について

平成24年2月29日  
建設交通部

### 1 当初予算

(一般会計)

(単位:千円、%)

	H24当初		H23当初		増減額 (H24-H23)	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
公共事業	37,877,659	61.3	37,721,044	59.2	156,615	100.4
うち補助事業	20,843,278	33.7	21,233,000	33.3	▲ 389,722	98.2
うち単独事業	17,034,381	27.6	16,488,044	25.9	546,337	103.3
公共災害復旧事業	2,642,354	4.3	2,914,454	4.6	▲ 272,100	90.7
国直轄事業負担金	7,060,649	11.4	6,947,060	10.9	113,589	101.6
その他投資的経費	1,002,854	1.6	1,635,903	2.6	▲ 633,049	61.3
一般行政経費	13,191,895	21.4	14,444,560	22.7	▲ 1,252,665	91.3
計	61,775,411	100.0	63,663,021	99.9	▲ 1,887,610	97.0

(特別会計)

	H24当初		H23当初		増減額 (H24-H23)	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
能代港エネルギー基地建設用地整備事業	105,850	1.6	218,009	2.7	▲ 112,159	48.6
下水道事業	5,314,907	81.5	5,239,368	66.1	75,539	101.4
港湾整備事業	1,102,395	16.9	2,471,601	31.2	▲ 1,369,206	44.6
計	6,523,152	100.0	7,928,978	100.0	▲ 1,405,826	82.3

### 2 債務負担行為の設定

#### ●一般会計

事項	期間	限度額
地方道路交付金事業(道路整備費分)	平成25年度から平成26年度まで	670,000千円
地方道路交付金事業(道路維持費分)	平成25年度	60,000千円
地方道路交付金受託事業	平成25年度	90,000千円
公共堰堤改良事業	平成25年度	112,000千円
計		932,000千円

#### ●下水道事業特別会計

事項	期間	限度額
流域下水道事業	平成25年度	150,000千円

#### ●港湾整備事業特別会計

事項	期間	限度額
港湾荷役機械整備事業	平成25年度から平成26年度まで	11,844千円

# 平成24年度建設交通部 重点事項

平成24年2月29日  
建設交通部

## 秋田の成長に向けた取組の加速化

### 日本海側の拠点となる港湾の整備

- 秋田港国際コンテナターミナル二期工事【H24新規】 20,000千円
- 秋田港・能代港の防波堤等の整備（国直轄事業負担金） 855,474千円

### 高速交通体系の整備

- 高速道路ICへのアクセス強化 472,000千円
- 幹線道路網の整備 4,463,000千円
- 高速道路あきた北空港西線（鷹巣西道路）の高速化【H24新規】（うち150,000千円）
- 高速道路のミッシングリンク解消（国直轄事業負担金） 2,660,000千円
- 「ニツ井今泉道路」の整備（H24新規）
- 「象潟仁賀保道路」の整備（金浦IC H24供用予定）
- 「遊佐～象潟間」の新規事業化への取組
- 「院内道路」の整備

### 新たなリーディング産業の育成

- 建設業者の新分野事業展開に対する支援 12,146千円

## 安全・安心の確保と脱少子化の取組

### 災害を未然に防ぐ治水・土砂災害対策

- ハード・ソフト一体となった総合的な水害・土砂災害対策  
災害時要援護者関連施設対策等 1,016,300千円
- 都市近郊河川の局地的集中豪雨対策  
新城川（秋田市）、鮎川（由利本荘市）等 2,025,800千円

### 被災地復興への貢献

- 県内建設産業団体による復興への参画支援 64,416千円

### 地域交通の確保

- 生活バス路線、第三セクター鉄道への支援 636,346千円

## 観光、文化、スポーツによる秋田の元気創出

### 総合戦略産業としての観光の振興

- 大館能代空港の利用促進 16,175千円
- 第三セクター鉄道の利用促進 12,898千円

### 賑わい創出に向けたまちづくり

- 市街地再開発  
秋田市中通一丁目地区、大仙市大曲通町地区 139,762千円

## 経済・雇用対策の推進

### 消費の下支え対策による県内需要の拡大

- 生活道路の舗装補修等 4,860,000千円
- 住民に密着した河川の護岸整備等 3,818,476千円

### 住宅市場の活性化

- 住宅の耐震化、省エネ化などによる住宅投資の促進 1,702,500千円

## 市町村、民間等との協働による地域活性化の推進

### 市町村・民間等との協働

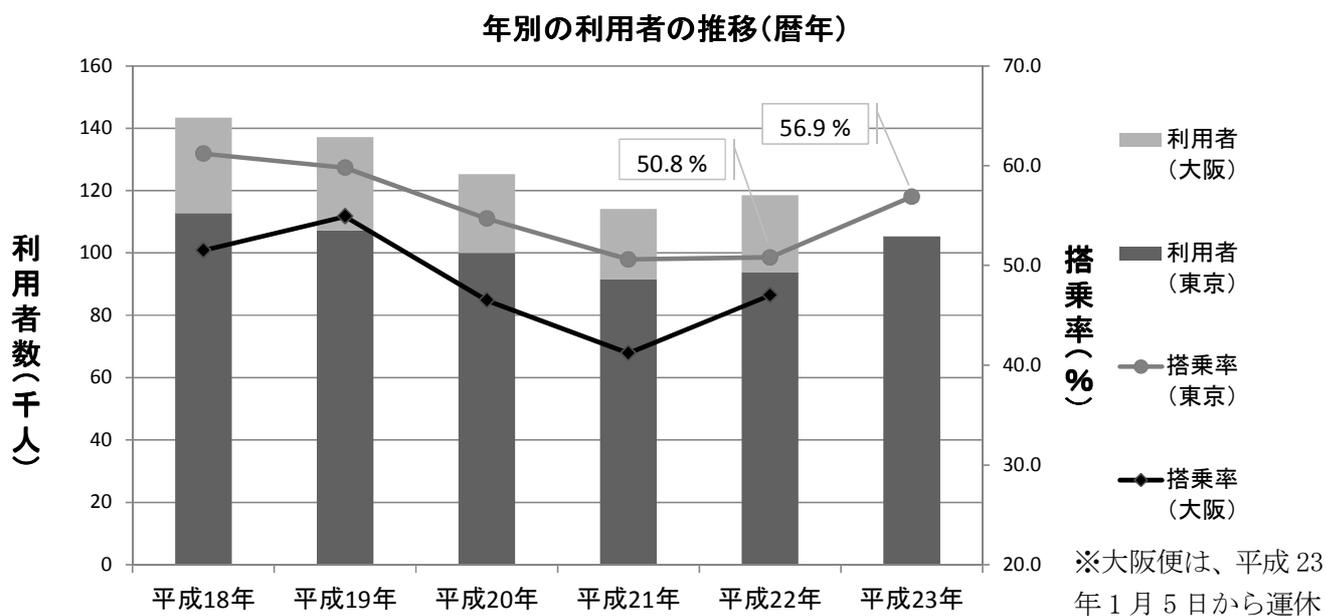
- 企業と協働した景観づくり 1,007千円
- 市町村と協働した生活排水処理の促進 3,197千円

# 大館能代空港の利用促進について

平成 24 年 2 月 29 日  
建設交通政策課

## ■ 平成 23 年の利用状況

- 大阪便は平成 23 年 1 月から運休となったものの、東京便利用者は 105,373 人で、平成 20 年以来 3 年ぶりに 10 万人を超え、前年と比べて 11,457 人増加した。
- 搭乗率は、東京便で 56.9%と目標の 60%を下回っており、路線維持に向けた取組を引き続き強化する必要がある。



## ■ 平成 23 年度の主な取組実績 (平成 24 年 1 月末時点)

- ① 旅行商品への支援  
県内 1 泊以上の旅行商品に助成  
(広告宣伝支援 20 万円/商品、販売促進支援 3 千円/人)  
空港利用者数 1,308 人、白神・十和田八幡平・田沢湖方面等 9 社 14 商品を造成
- ② 1000 円レンタカー  
空港発：最初の 24 時間の利用料金を 1,000 円  
助成実績 2,596 台  
空港着：乗捨て料金を 1,000 円  
助成実績 113 台
- ③ 運賃負担軽減  
市町村が地元住民向けに行う運賃負担軽減策の立ち上げを支援  
(1 人・片道 5,000 円、旅行商品は 1 人・1 商品 5,000 円)  
7 市町村、利用者数 6,017 人

## ■ 平成 24 年度の利用促進に係る取組

### 1 県 13,600 千円

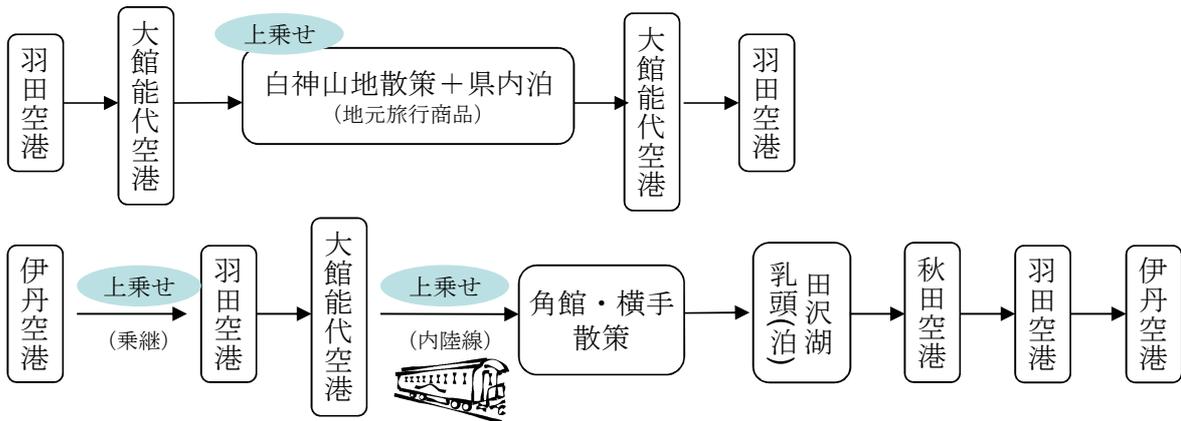
#### ① 旅行商品への支援 4,500千円

県内1泊以上の旅行商品の販売促進を支援する。

◎送客 1 人につき3千円（片道利用2千円）

※地元旅行商品の組込み、内陸線等二次アクセス利用、羽田空港乗継、大規模送客は各千円上乗せ（最大3千円まで）

<旅行商品の例>



#### ② 1000円レンタカー 9,100千円

空港利用者のレンタカー利用料金の一部を助成する。

◎ 空港発の最初の24時間利用料金を1,000円

※対象車：1泊2日以上、空港往復利用  
排気量1500cc未満

料金助成	：	8,900 千円…1,750 台
チラシ作成等	：	200 千円



## 2 利用促進協議会（予定）

- ① 空港発の冬期間の旅行商品へ助成  
(23年度実績：東京方面 138 件、関西方面等 31 件)
- ② 霧、雪などによる欠航時に秋田空港等へバス・タクシーを運行  
(23年度実績：運行 6 回、利用者数 200 人、搭乗予約者の約半数が利用)
- ③ 学校・空港間の修学旅行送迎バス費用の助成  
(23年度実績：利用 12 校、利用者 751 人)
- ④ ファンクラブの運営  
(23年度実績：メールマガジンの発行等、会員数 670 名)

※23年度実績は1月末時点

# 平成24年度バス関連予算について

平成24年2月29日  
建設交通政策課

- 1 地方バス路線維持事業** **100,216千円**  
広域・幹線的な生活交通バス路線を維持するため、国と協調してバス事業者に対し運行費等を支援する。
- ・ 補助率 県1/2 (国1/2)
  - ・ 対象路線 28系統
- 2 生活バス路線等維持事業** **206,076千円**  
地域内の生活交通を確保するため、県が市町村に対して運行費等を支援する。
- (1) **生活バス路線等維持費補助金** **99,408千円**  
市町村が助成している生活バス路線の運行欠損額に対して、県が補助する。
- ・ 補助率 県1/2、3/8、1/8 (平均乗車密度\*により3段階)
  - ・ 対象路線 130系統
- ※ 起点から終点まで平均して乗客が何人いるかを算出した数値
- (2) **マイタウン・バス運行費等補助金** **106,668千円**  
市町村が運営している地域バス等の運行経費、車両購入費、乗継施設等整備費等に対して、県が補助する。
- ・ 補助率 県1/2、1/4 (平均乗車密度により2段階)
  - ・ 対象路線 120系統
- 3 (新) 秋田のバス次の100年スタートプロジェクト** **530千円**  
県内のバス事業100周年を契機に、路線バス維持の重要性や、身近な交通手段としてのバスの良さをPRするなど、県民にバス利用を呼びかける。

## ○ 事業内容

- ・ 「バス事業100年の歩み」、「バス事業のこれから」等に関するパネル展示
- ・ バスの乗り方・マナー、バス路線維持の必要性、自家用車と比較したバスのコスト面・環境面での優位性等について、来場者を対象にした啓発イベントを実施

## ○ 実施回数

5回程度

(秋田バスまつり (9月)、EVバス技術力向上事業成果報告会 (10~11月頃) 等とタイアップ)

## 【参考】

県内で初めて自動車営業が許可されたのは明治45(1912)年で、鹿角郡尾去沢村の内田平八郎氏と北秋田郡鷹巣町の県会議員・成田直一郎氏の二人がT型フォード等2台を導入し、秋田市内、秋田~土崎間、秋田市~本荘町間で営業を開始した。

## 秋田内陸線の安全対策・利用促進について

平成24年2月29日  
建設交通政策課

### 1 平成23年度輸送人員と経営状況

#### (1) 輸送人員の状況（4～12月）

平成23年3月の大震災の影響により、観光利用を含む定期外の減少が目立っており、地元市の通学定期への助成による定期利用の増が下支えしているが、落ち込みをカバーするに至っていない。

(単位：人)

区 分	22年度	23年度	増 減	備 考
定期外	167,073	132,178	△ 34,895	観光利用の減
定 期	162,920	195,999	33,079	
通 勤	51,743	48,208	△ 3,535	
通 学	111,177	147,791	36,614	北秋田市の通学定期助成
合 計	329,993	328,177	△ 1,816	

#### (2) 経営実績の状況（H23年度見込み）

国の修繕費への助成拡大等による収入増や人件費の縮減があるものの、豪雪に伴う除雪費増等により、経常損失額は22年度に比べ約4百万円増加する見込みである。

(単位：百万円)

区 分	22年度	23年度	増 減	備 考	
収 入	運輸収入	179	165	△ 14	
	定期外	125	104	△ 21	震災による観光利用の減
	定 期	54	61	7	北秋田市通学定期助成
	関連事業収入	23	24	1	駅食堂直営化・車内販売
	受託事業等	11	47	36	鉄道軌道輸送対策、雇用基金
収入合計(A)	213	236	23		
費 用	人件費	241	229	△ 12	賞与・手当の減
	除雪費	18	25	7	豪雪による増
	修繕・動力費	131	150	19	軽油単価の高騰
	その他経費	81	94	13	
	費用合計(B)	471	498	27	
経常損益(A-B)	△ 258	△ 262	△ 4		

## 2 平成23年度の会社の取組

### (1) 新社長の公募

前社長の退任に伴い、全国から新社長を公募した。  
63名の応募者の中から酒井一郎氏が新社長に就任。(平成23年12月5日～)

### (2) 愛称の募集

秋田内陸線の愛称を公募。  
1,955件の応募から「あきた♡美人ライン」に決定。

### (3) 沿線での利用促進

#### ① 地域懇談会の実施

内陸線の経営現状説明及び沿線住民のニーズの把握。  
沿線6箇所を実施。(平成23年6月29日～)

#### ② 沿線営業強化

沿線の各地域ごとに営業担当を配置。自治会、婦人会等に営業を展開。

#### ③ スタディトレインの運行

沿線高校の試験期間に合わせて、車内で学習できるよう通学列車にお座敷列車を連結。(平成23年11月29日～8日間、平成24年1月30日～4日間)

### (4) 観光利用の促進

#### ① JR東日本の重点販売との連携(平成23年10月～12月)

JRと連携した直通列車の運行やフリーパスの制作、PR等を実施。  
・角館～弘前直通列車「森吉山麓紅葉号」の運行  
・秋田マタギの里パス、青森・田沢湖縦貫パスの制作  
・JR情報誌によるPR

### (5) コスト削減

#### ① 賞与の削減

営業成績連動型(H22～)による賞与の支給基準から引き下げを実施。

#### ② 運行ダイヤの見直し

北秋田市の高校統合に併せて、運行ダイヤを見直し。(平成23年3月12日～)  
・運行本数削減 3本 運行区間削減 3本

## 3 平成24年度の会社の取組

### (1) 利用促進

平成23年度に引き続き、沿線での利用促進や秋田ディステーションキャンペーンと連携した取り組みを展開し、観光利用の促進に取り組む。

### (2) コスト削減

#### ① 人件費の削減

手当の見直し等による給与総額の抑制を検討。

#### ② 運行ダイヤの見直し

利用者の少ない運行ダイヤを見直しし、コスト削減を図る。(平成24年3月17日～)  
・運行本数削減 2本 運行区間削減 2本

#### ③ 急行車両の単車化

2両編成が基本の急行を、繁忙期を除き1両での運行としてコスト削減を図る。

## 4 平成24年度当初予算の概要

北秋田市・仙北市・鉄道会社・県による四者合意（平成22年2月）に基づき、役割分担しながら、会社経営の安定化と安全運行の確保に加え、利用促進に向けた取組を引き続き進めていく。

### （1）会社運営に対する支援

- ① 地方鉄道運営費補助事業 100,000千円  
23年度経常損失額の一部に補助する。  
負担割合 県：1億円、2市：1億円、基金：2億超分(24年6月補正計上予定)

### （2）安全対策に対する支援

- ① 鉄道軌道輸送対策事業 170,484千円  
鉄道の安全対策等に係る施設改修等を国と協調して行う。  
・大規模修繕 145,372千円  
レール交換(2,138.5m)、マクラギ交換(580本)、落石防止設備(6箇所)ほか  
負担割合 国1/3、県1/3、基金1/3  
・修繕費 25,112千円  
軌道整備、車両検査ほか  
負担割合 国1/3、基金1/3、会社1/3
- ② 鉄道設備整備事業 86,886千円  
鉄道の安全対策等に係る橋梁(11橋梁)の修繕・補強等を行う。  
負担割合 国1/3(地域自主戦略交付金)、県1/3、基金1/3

### （3）観光利用の促進

- ① ㊦ローカル線魅力体感事業 5,980千円  
旅行商品の造成、PR、送客を行う企画の提案を旅行会社より公募し、優れた提案をする事業者を送客実績に応じて助成。  
・補助対象事業者：1社  
・要件：三セク鉄道の乗車及び県内での宿泊  
・助成額：運賃助成 運賃相当額の50%、PR助成 運賃相当額の15%
- ② 「秋田内陸線の旅」制作事業 4,100千円  
内陸線沿線の観光・食・イベント情報等を掲載したパンフレットを沿線市等と連携して作成する。パンフレットはJR東日本と連携し、首都圏JR駅等で配布。
- ③ 県・市協働による利用促進 2,818千円  
県市協働組織「秋田内陸活性化本部」を事務局とする協議会への負担金。  
イベントでのPRやマスコミを活用した利用促進事業などを展開。
- ④ ㊦沿線活性化サポート事業(緊急雇用) 23,831千円  
沿線地域の紹介や情報発信、需要調査等を行うサポーター9名を内陸線に配置。

# 由利高原鉄道の経営状況及び予算の概要について

平成24年2月29日  
建設交通政策課

## 1 平成23年度輸送人員と経営状況

### (1) 輸送人員の状況 (4~12月)

定期外は前年比100.9%を維持しているものの、定期は少子化や矢島地区の中高連携校の影響もあり、減少となっている。

(単位：人)

区 分	22年度	23年度	増 減	備 考
定期外	45,314	45,710	396	
定 期	176,494	165,596	△ 10,898	
通勤	18,756	21,012	2,256	
通学	157,738	144,584	△ 13,154	
合 計	221,808	211,306	△ 10,502	

### (2) 経営実績の状況 (23年度見込み)

収入は前年より微増の見通し。費用は人件費等の削減により改善される見込みである。

(単位：百万円)

区 分	22年度	23年度	増 減	備 考	
収 入	運輸収入	64.2	64.5	0.3	
	定期外	24.4	25.5	1.1	ヤマト号切符の増
	定 期	39.8	39.0	△0.8	
	関連事業収入	8.6	10.0	1.4	
	受託事業等	15.3	16.1	0.8	
収入合計(A)	88.1	90.6	2.5		
費 用	人件費	105.8	103.0	△2.8	賞与の減など
	除雪費	2.7	3.0	0.3	豪雪による
	修繕・動力費	29.0	30.1	1.1	
	その他経費	38.3	33.6	△4.7	
	費用合計(B)	175.8	169.7	△6.1	
経常損益(A-B)	△ 87.7	△ 79.1	△ 8.6		

## 2 平成23年度の会社の取組

### (1) 全国から新社長を公募

- ・ 52名の応募者の中から春田啓郎氏が新社長に就任。(平成23年6月28日)

- (2) 集客力のある車両づくり
  - ・宇宙戦艦ヤマト号やサイクルトレインの運行を開始。
- (3) イベント開催による集客等
  - ・東京で由利高原鉄道フェアを開催し、鉄道ファン等へPR。
  - ・由利高原鉄道利用促進シンポジウムを開催。

### 3 平成24年度の会社の取組

- ・24年3月に導入する新車両をPR。
- ・大手旅行会社に対する自社企画旅行商品の販売促進。
- ・地域団体や各地県人会、マスメディアとの連携を強化した利用促進。

### 4 平成24年度当初予算の概要

由利高原鉄道の持続的運行のため、由利本荘市と県が役割分担し、会社運営及び安全対策等に対する支援を行う。

#### (1) 会社運営に対する支援

##### ①地方鉄道運営費補助事業 40,117千円

H23年度経常損失額に補助する。

(由利高原鉄道活性化計画のH23年度経常損失見込額90,730千円)

負担割合：県40,117千円＝経常損失額90,730千円－市負担分50,613千円

市50,613千円＝経常損失額×1/2＋重複バス路線の県補助相当額

#### (2) 鉄道安全対策等に対する支援

##### ①鉄道軌道輸送対策事業 32,900千円

鉄道の安全対策等に係る施設改修に補助する。

落石防止設備、枕木交換、車両検査等

負担割合：落石防止設備等：国1/3、県1/3、基金1/3

車両検査等：国1/3、基金1/3、会社1/3

##### ②鉄道設備整備事業（車両更新） 140,000千円

ディーゼル車1両の購入に補助する。

負担割合：国7/10（地域自主戦略交付金）、基金3/10

- ・老朽化している15mの4両を廃車し、18mの3両に更新。  
(平成23～25年度に各1両を購入、保有車両6両→5両。)
- ・運用後25年を経過し、車両修繕費が増加傾向。
- ・15mの現有車両は1軸駆動で駆動力が弱く、積雪時の定時運行に支障。  
(運休は年1回程度だが、積雪時は車輪の空転による遅延が頻発。)

# 復興支援建設産業サポート事業について

平成24年2月29日  
建設管理課

## 1 事業の必要性

- 東日本大震災からの復興を東北全体で支えあうため、「復興支援建設産業サポート事業」を立ち上げ、建設産業関連団体が雇用したサポーター12名が、被災地のニーズ把握と県内企業への橋渡しに取り組んでいる。
- 今後、復興事業が本格化していく中で、膨大な工事を円滑に実施するため、復興JV制度の創設など新たな入札制度等の見直しが進められており、これから県内の建設企業が復興に貢献する上で、本事業の必要性が高まっている。

## 2 事業概要

### (1) 事業主体

建設産業関連団体（12団体を予定）

### (2) 予算額

64,416千円

### (3) 活動内容

復旧・復興事業の動向を的確に把握するため、サポーターが、建設業団体間の本部・支部レベルの連携のもとに、きめ細かい情報収集活動を行う。

## 3 平成23年度の主な活動状況（平成24年2月末現在）

### (1) 被災地の状況把握

- 被災地合同視察調査7回、計20日間。  
第1回10団体、第2回以降建設業協会6団体、調査内容をHPに掲載。
- 県外活動日数の総計：237日（1人当たり平均月4日）。

### (2) 被災地ニーズの把握

- 被災地企業・団体から資機材・労働力等の情報を収集。
- 被災地情報を県内企業に提供。

### (3) 被災地における復興事業への協力

- 例) 秋田県建造物解体業協会・・・仙台市で活動（12月～）  
秋田県防水工事業組合・・・仙台市で活動予定（3月～）  
秋田県塗装業組合連合会・・・宮城県団体と調整中

### (4) 復興事業の取組に関するアンケート調査

- (社)秋田県建設業協会：平成23年10月実施、121社回答
- 秋田県木材産業協同組合連合会：8月実施、会員18組合対象

### (5) その他

- サポーター連絡会議(県主催)計6回(8/9、9/9、10/26、11/29、1/18、2/21)。
- 企業訪問(随時)、サポーター間の情報交換会(月2回)。
- 商工団体・建設業協会支部の会議等で活動状況を報告。

□ 事業実施団体と活動状況

No.	団体名	活動状況	
		県外活動	主な取組・成果等
1	(社)秋田県建設業協会	8回(22日)	<b>【全体活動】</b> ○ 被災地合同視察調査、調査内容をHPに掲載 8月宮城(10団体合同)、9月青森・岩手 10月岩手・宮城、11月宮城 12月宮城・福島、1月岩手 ○ 会員対象のアンケート調査実施(※下記)  <b>【個別活動】</b> ○ 会員企業から復興支援が可能な情報の収集 ○ 建設業協会以外の情報収集(港湾関係団体他) ○ 県内商工団体の部会等で活動状況を報告等
2	(社)北秋田建設業協会	11回(27日)	
3	(社)秋田中央建設業協会	9回(24日)	
4	(社)由利建設業協会	8回(22日)	
5	(社)平鹿建設業協会	12回(28日)	
6	(社)雄勝建設業協会	8回(21日)	
7	(一社)秋田県建造物解体業協会	12回(15日)	○ 宮城県と同業団体を招き派遣説明会を開催 ○ 1社が12月から仙台市で活動開始 ○ 県内商工団体の部会等で活動状況を報告
8	秋田県塗装業組合連合会	9回(12日)	○ 被災地団体、業者向けに説明会を開催 ○ 宮城県同業団体会員との現地活動の橋渡し ○ 県内商工団体の部会等で活動状況を報告
9	八峰町建設業協会	17回(17日)	○ 岩手県沿岸部で重点的に情報収集
10	秋田県防水工事業組合	8回(20日)	○ 被災地関係団体、大手建設企業等の情報収集 ○ 2社が3月から仙台市で活動予定
11	秋田建設技能組合	4回(7日)	○ 職人(技能者)の需給状況等について被災地自治体や関係団体と情報交換
12	秋田県木材産業協同組合連合会	10回(22日)	○ 県産材の販路拡大に向けて現地商社、大手建設企業、自治体を個別に訪問し情報収集 ○ 大手住宅メーカーに県産材活用の提案
<b>【サポーター間の情報交換】</b> ○ サポーター連絡会議(県主催、月1回) ○ サポーター間の情報交換会(月2回程度): ①建設業協会6団体、②専門工事業4団体			

□ 建設業協会アンケート調査 (平成23年10月実施、121社回答)

**【被災地での支援活動】**

- これまで支援活動に取り組んだ実績がある企業 45社(37%)。  
支援活動に今後取り組む意向を示している企業 98社(81%)、半数は元請を希望
- 活動場所: 岩手県を想定 64社(79%)、宮城県を想定 56社(69%) (重複回答)

**【復興支援を行う上での課題として挙げた内容】**

- 契約内容・手続き等の明確化、赤字防止対策
- 入札要件の緩和(元請としての参画等)
- 宿泊施設等の確保

## 第23回全国「みどりの愛護」のつどいについて

平成24年2月29日  
都市計画課

### 1 開催趣旨

わが国は、四季折々の緑豊かな自然に恵まれた国であり、人々は、古くから自然を愛し崇敬し、長い歴史のなかで数々の優れた文化を育んできた。この貴重な緑を守り育て親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願って、平成2年から全国「みどりの愛護」のつどいが開催されている。

平成24年度においても、全国の公園緑地の愛護団体、河川や道路の愛護活動を通じ緑の保護育成を行っている団体、地域の緑化・緑の保全団体等の緑の関係者が一堂に集い、「みどりの日」※の制定の趣旨を踏まえ、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するため、第23回全国「みどりの愛護」のつどいを開催するものである。

※5月4日（H18までは、4月29日）の国民の祝日。「自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」ことを趣旨としている。

### 2 当初予算

25,000千円

### 3 概要

- ・開催日 平成24年6月2日（土）
- ・開催場所 秋田県立中央公園
- ・行事内容 式典（「みどりの愛護」功労者表彰、活動事例発表 等）  
記念植樹 等
- ・主催 第23回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会  
（国土交通省、秋田県、秋田市）
- ・参加者 約1,500名  
全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体、関係機関職員 等

# 平成24年度からの都市公園の新規事業について (都市公園安全安心事業)

平成24年2月29日  
都市計画課

## 1 都市公園安全安心事業とは

補助事業として、県立公園の利用者の視点に立った安心で質の高い公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保等、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進する。

## 2 概要

事業計画では、公園施設の安全性の確保に係る改善目標を定め、都市公園の安全・安心対策のための施設整備を行う。

国が定めた耐用年数を超えるもの、又は危険度判定調査等で改善が必要と判断されたものについて、施設状況や利用状況などを勘案し、施設改修の必要性や緊急性、優先順位について判断し、改修や更新を行う。

## 3 対象事業

- (1) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における災害応急対策施設の整備や建物又は橋梁等の耐震改修
- (2) 都市公園における公園施設のバリアフリー化
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく国土交通省所管補助金等交付規則において定められた処分制限期間を超えるもの、又は危険度判定調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築

## 4 平成24年度事業費

都市公園安全安心事業	146,000千円
小泉瀉公園	29,600千円
(用水管更新、幹線園路舗装 等)	
中央公園	95,400千円
(フィールドアスレチック遊具更新、トレーニングセンター管理棟屋根・宿泊棟床面改修 等)	
北欧の杜公園	21,000千円
(休憩施設改築 等)	

# 地方道路交付金事業費（葛原<sup>くずはら</sup>バイパス）に係る 債務負担行為の設定について

平成24年2月29日  
道 路 課

## 1 事業概要と目的

国道103号葛原バイパスは、大館市葛原地域における狭隘区間を解消し、広域的な幹線道路としての機能強化を図ることを目的とした延長5.5kmの2車線道路である。

平成24年度は、一級河川米代川に架かる1号橋(仮称)の上部工に着手する予定であり、施工期間が3ヶ年にわたることから、債務負担行為を設定するものである。

## 2 事業内容

### (1) 路線名および場所

国道103号 大館市葛原（葛原バイパス、1号橋(仮称)）

### (2) 工事内容

橋梁上部工

- ・工期：平成24年度～26年度の3ヶ年
- ・金額：700百万円

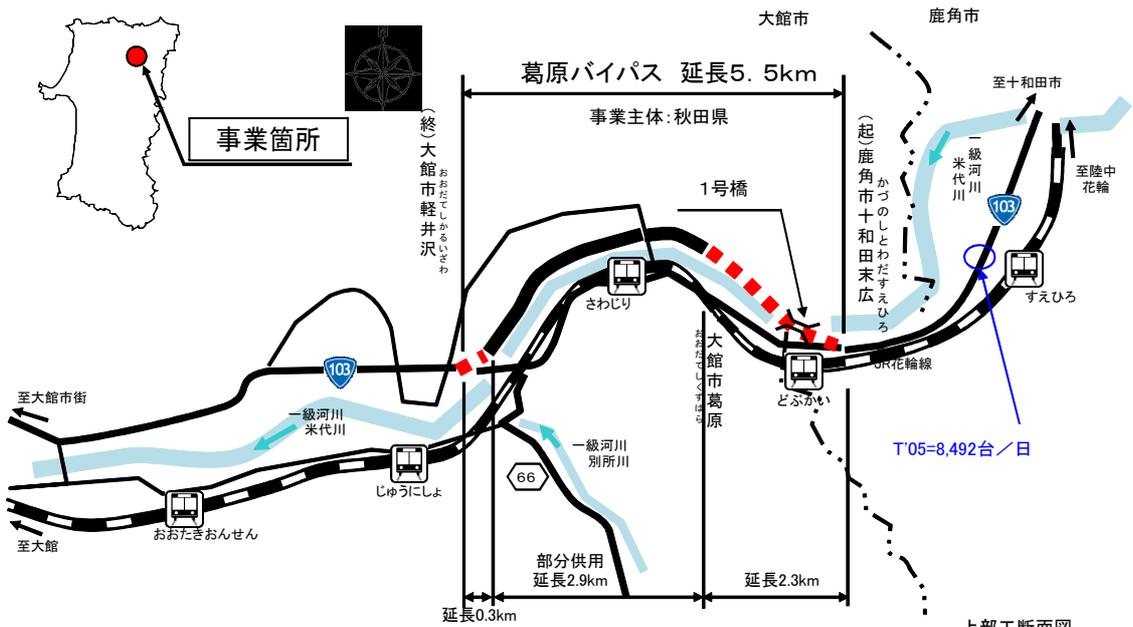
H24 予算額	30百万円
H25 債務負担行為設定額	490百万円
H26 債務負担行為設定額	180百万円
合 計	700百万円

- ・形式：1号橋 PC箱桁橋

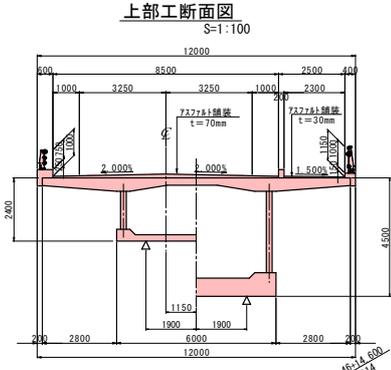
### (3) スケジュール

H24	H25	H26
設計	製作・架設	

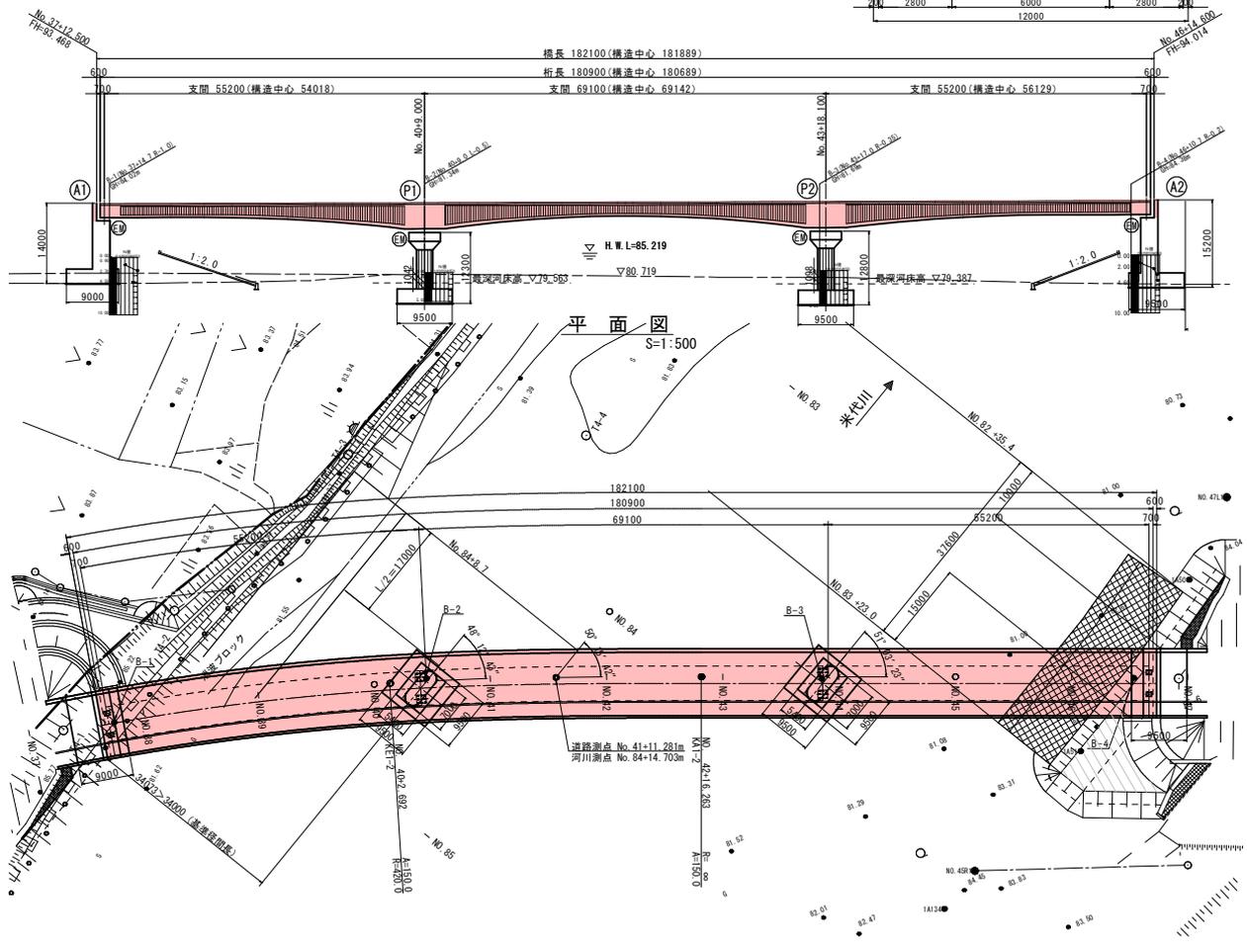
灰色塗：債務負担行為設定工種



1号橋 L=182.1m  
形式：PC箱桁橋



側面図 S=1:500



# 治水及び土砂災害対策の推進について

平成24年2月29日  
河川砂防課

## 1. 基本方針

近年の地球温暖化に伴う局地的集中豪雨や東日本大震災等の自然災害に備え、『県民が安全で安心して暮らせる地域』を確保する観点から、優先度の高い箇所へ予算を重点的に配分し、短期間での効果発現を目指す。

## 2. 平成24年度の主な事業

- ◇交付金事業では、早期の地域防災力の向上に資する工事の推進に予算を重点配分
- ◇県単河川改良事業においても、前年度を上回る予算を計上し治水対策を推進

### (1) 局地的豪雨等異常気象に対応する水害対策

#### ○社会資本整備総合交付金（広域河川改修事業）

◇新城川（秋田市） 1,054百万円

H25年度一部通水を目指し、工事推進に必要な予算を計上

◇芋川（由利本荘市） 280百万円

H26年度桂川放水路の通水を目指し、JRボックスの工事促進

#### ○県単河川改良事業

平成23年6月に発生した豪雨被害に対応した治水対策を推進

◇鮎川（由利本荘市） H23～H27 85百万円

◇福部内川（大仙市） H24～H27 新規着手 40百万円

### (2) 震災時の安全確保対策

#### ○地域自主戦略交付金（総合流域防災事業）

緊急避難路での急傾斜地崩壊対策の推進

◇入道崎（男鹿市） H22～H25 50百万円

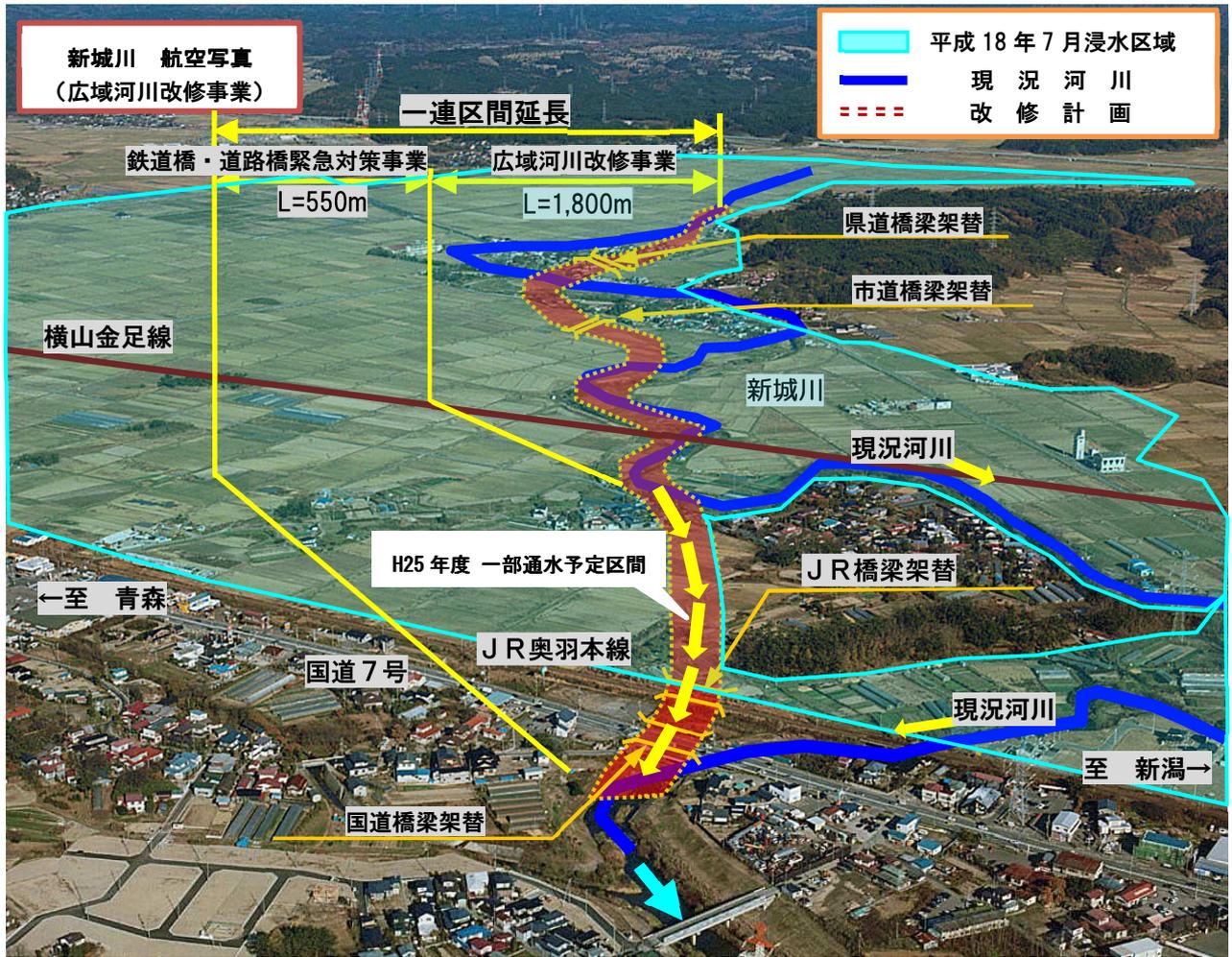
### (3) 高齢化社会に対応した土砂災害対策

#### ○社会資本整備総合交付金（砂防事業）

災害時要援護者関連施設対策として、2箇所の新規事業に着手

◇上台沢（三種町） H24～H26 34百万円

◇谷地村沢（仙北市） H24～H27 20百万円



# 秋田港国際コンテナターミナル施設整備について

平成24年2月29日

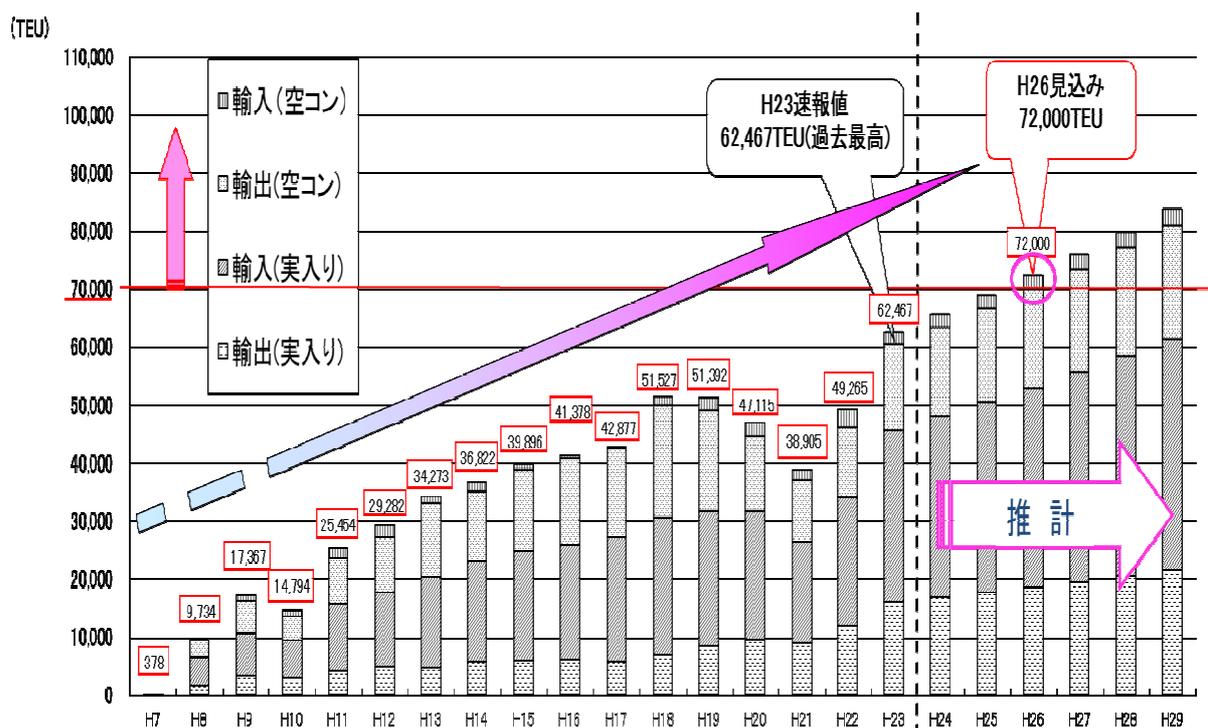
港湾空港課

## 1 コンテナターミナル1期計画の供用開始

秋田港の外貿コンテナ航路は平成7年の開設以来、飛躍的な貨物量の増加により、現在の大浜コンテナヤードが手狭となったため、外港地区を新たな国際コンテナターミナルと位置づけ、平成21年度から3ヶ年計画で1期計画を進めている。東日本大震災の影響で秋田港の貨物量が増加し、整備予定ヤードも受入地として活用され、工事工程への影響もあったが、工事は3月末に予定どおり完成し、4月12日の供用開始を予定している。

## 2 コンテナターミナル2期計画の着工

秋田港のコンテナ貨物量は、平成23年には過去最高の6万2千TEUとなり、ここ数年内にも1期計画の取扱可能量の7万TEUを超える見込みとなっているため、1期計画に隣接して、コンテナヤード5haを整備し、コンテナ取扱可能量を7万TEUから10万TEUに拡充する必要があるため、2期計画に着手する。



(1) 2期計画の整備内容

- ・コンテナヤード舗装 50,000 m<sup>2</sup>
- ・軟弱地盤処理 44,800 m<sup>2</sup>
- ・照明設備 1 式
- ・保安設備 1 式
- ・トランスファークレーン 1 基

(2) 年次計画

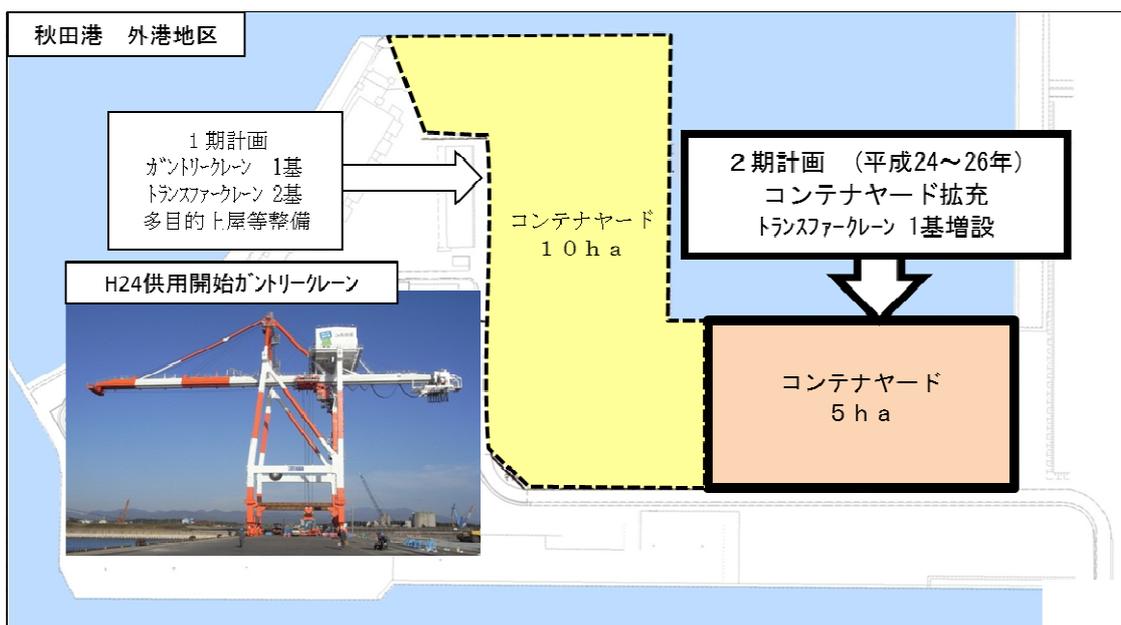
平成24年度に、コンテナターミナルの詳細設計を行い、平成25年度に軟弱地盤処理、平成26年度にコンテナヤード舗装等を整備する3ヶ年計画を予定している。

項目	数量	H24	H25	H26
コンテナターミナル詳細設計	1 式	■		
軟弱地盤処理	44,800 m <sup>2</sup>		■	
コンテナヤード舗装	50,000 m <sup>2</sup>			■
照明設備	1 式			■
保安設備	1 式			■
トランスファークレーン	1 基		■	■

(3) 平成24年度当初予算

C = 20,000 千円

コンテナターミナルの詳細設計を実施する。

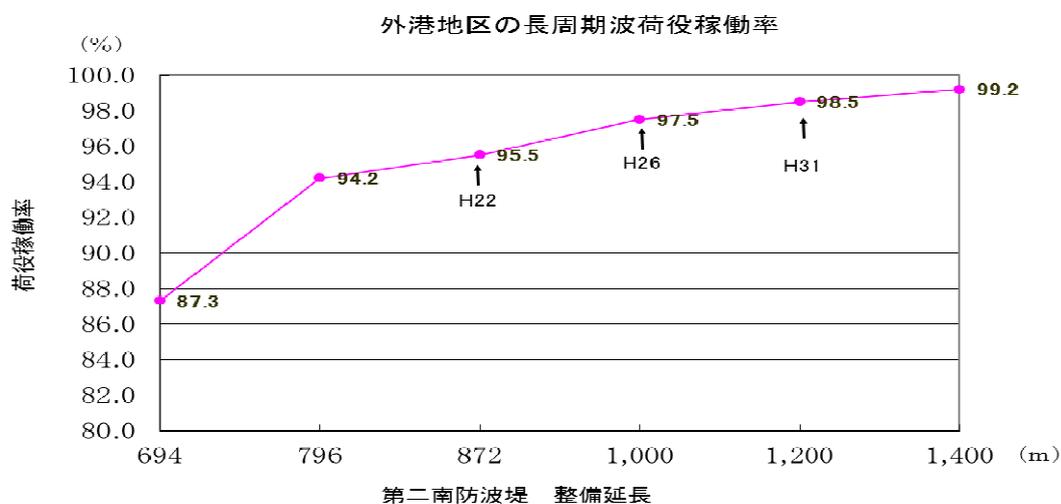


### 3 コンテナターミナルの機能確保

#### (1) 荷役機械整備

秋田港では、国により第二南防波堤などの静穏度向上対策が実施され、静穏度の向上が図られてきているが、荷役作業の稼働率の目標としている 97.5%には達しておらず、冬季間の異常気象時には、コンテナ荷役作業の中断が懸念される。

国際コンテナ輸送は、定時制を前提として運航しており、このサービス水準を維持するためには、大浜地区に外港地区コンテナターミナルを補完する機能を確保する必要がある。このため、荷役機械をリースし、国内外に向けた秋田港の信頼性をさらに高めるものである。



#### (2) 平成24年度当初予算

C = 63,563千円

所要の荷役稼働率が確保されるまで荷役機械をリースする。

・内	訳	クレーン本体リース	55,414千円
		スプレッド (吊具) リース	5,922千円
		定期点検費用	1,227千円
		維持修繕費用	1,000千円

#### (3) クレーン主要機能

1)	クレーン形式	タイヤマウント式クレーン
2)	巻上荷重	41.5 t
3)	揚程	全揚程 約 32.0m
4)	旋回半径	最大 34.0m

## 中通一丁目地区市街地再開発事業について

平成24年2月29日  
建築住宅課

### 1 平成24年度事業について

○事業内容：建築工事、登記・清算業務

○平成24年度補助金：163,982千円

(内訳：国 102,232千円・県 27,650千円・市 34,100千円)

(年度別概算額)

(単位：千円)

年度	H11～H22	H23	H24(予算額)	合計(見込額)
事業費	4,961,991	5,241,383	3,293,388	13,496,762
補助金	2,659,700	3,479,200	163,982	6,302,882
事業内容	・事業計画策定・地盤調査、設計・補償、除却 ・コーディネート・権利変換計画・工事・監理	・工事・監理	・工事・監理 ・登記・清算	国：約3,564百万円 県：約1,164百万円 市：約1,575百万円

### 2 事業の進捗状況及び予定について

- ・平成23年12月9日 第4回事業計画の変更認可
- ・平成24年1月20日 第4回第三者委員会（事業計画、権利変換計画の変更の審査）
- ・平成24年2月17日 権利変換計画の変更認可
- ・平成24年6月29日 施設建築物の完成・引き渡し予定（住宅棟を除く）
- ・平成24年7月5日 商業施設・駐車場棟オープン予定
- ・平成24年7月21日 再開発施設オープン記念式典開催予定

### 3 権利変換計画の変更認可について

2月6日、再開発組合から、事業計画の変更と工事費の確定を見込んだ権利変換計画の変更認可申請があり、都市再開発法第72条第1項の規定に基づき、2月17日に認可した。

新県立美術館の権利変換計画の概算額は、約1,995百万円となり、権利床分は約1,086百万円、保留床分は、約909百万円である。

### 4 施設建築物建設工事の進捗状況について

2月末現在の出来高は、工事全体で約46%で、新県立美術館は、約55%である。



(平成24年2月24日撮影)

## 5 商業施設について

秋田まちづくり(株)は、運営する商業施設のオープン予定日を平成24年7月5日(木)とする旨発表した。

### 1) 商業施設の概要

○1階テナント・(株)秋田まると市場(核テナント)

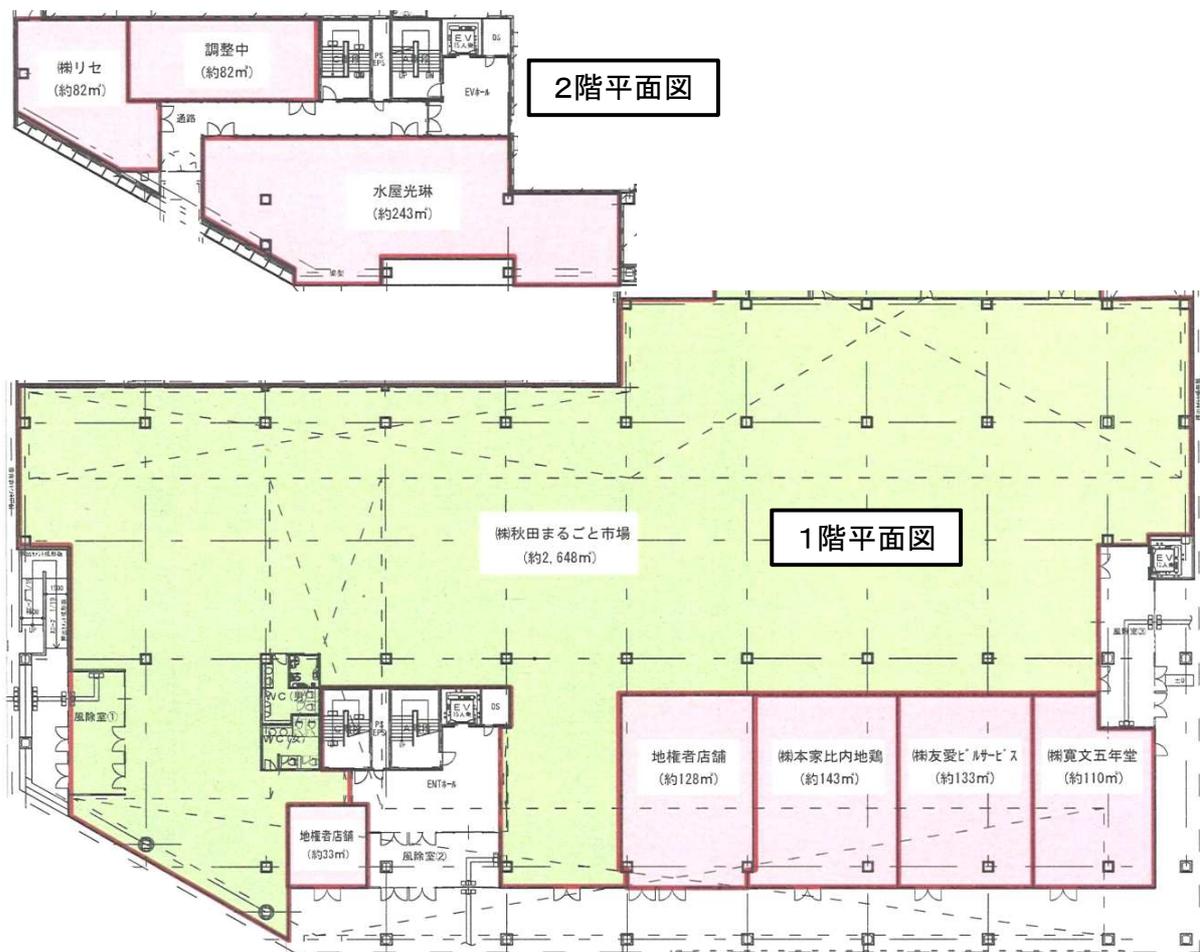
食の専門館として都市型専門店を配置し、全国ブランドと秋田ブランドが融合した商品構成で、生鮮三品(魚、肉、青果)、惣菜、日配グロッサリー、スイーツ等の店舗で構成されている。

- ・(株)寛文五年堂(いなにわうどん専門店)
- ・(株)友愛ビルサービス(イタリアンレストラン)
- ・(株)本家比内地鶏(比内地鶏専門店)
- ・地権者(飲食店を予定)

○2階テナント・水屋光琳(和食)

- ・(株)リセ(リラクゼーション・アロマテラピー)
- ・(調整中1店舗)

### 2) テナント配置図



## 大曲通町地区市街地再開発事業について

平成24年2月29日  
建築住宅課

### 1 平成24年度事業について

○事業内容：[北街区] 除却工事、建築工事

○平成24年度補助金：534,568千円

(内訳：国 266,884千円・県 113,162千円・市 154,522千円)

(年度別概算額)

(単位：千円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
事業費	313,908	946,958	1,759,155	9,686,000	1,078,000	1,697,000	15,481百万円
補助金	188,775	597,710	534,568	5,131,000	402,000	427,000	7,281百万円
事業内容	・事業計画策定 ・基本設計 ・地盤調査 ・本組合設立	・実施設計 ・権利変換計画作成 ・補償費 ・除却工事	[北街区] ・建築工事 ・工事監理	[北街区] ・建築工事 ・工事監理 ・補償費	[南街区] ・除却工事 ・建築工事 ・工事監理 ・補償費	[南街区] ・建築工事 ・工事監理 ・事業清算	国：約3,637百万円 県：約1,536百万円 市：約2,108百万円

### 2 事業の進捗状況及び予定について

- ・平成23年 6月 3日 大曲通町地区市街地再開発組合設立・事業計画の認可
- ・平成24年 1月23日 権利変換計画の認可
- ・平成24年 1月26日 施設建築物の工事請負契約締結
- ・平成24年 1月27日 病院棟ほか [北街区] 工事着手 (平成26年2月完成予定)
- ・平成26年 5月 児童福祉棟ほか [南街区] 工事着手予定 (平成27年6月完成予定)

### 3 権利変換計画の認可について

平成23年12月28日、再開発組合から権利変換計画の認可申請があり、都市再開発法第72条第1項の規定に基づき、平成24年1月23日に認可した。

○組合員の動向

組合員	転出者	権利変換	参加組合員	権利変換後の組合員
11名	2名	9名	1名	10名

### 4 施設建築物建設工事の契約について

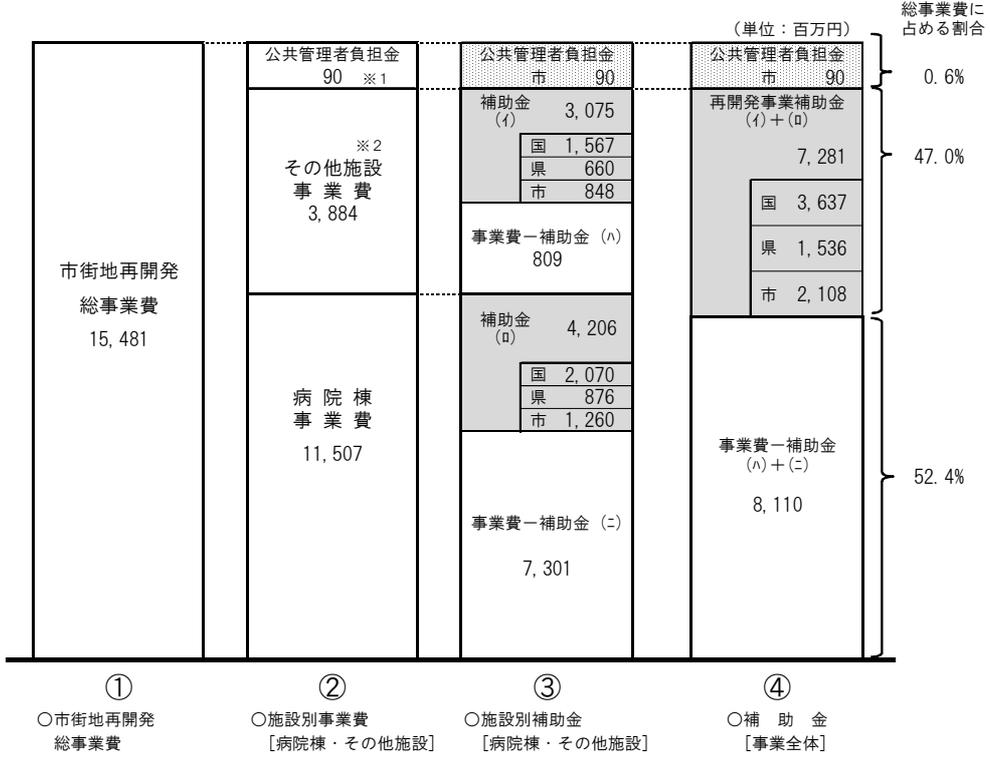
○契約内容 ①請負者：鹿島建設・戸田建設特定共同企業体

②契約金額：¥14,679,000,000- (消費税込)

③工期：平成24年1月27日～平成27年6月30日

[参考]

○事業経費イメージ概略図（概算額）



※1：公共管理者負担金・・・公共施設（歩道、水路）の整備については、大仙市が費用を負担。  
 ※2：その他施設・・・病院棟を除いた以下の施設。  
 [北街区] 複合商業棟・高齢者福祉棟・バス待合室  
 [南街区] 児童福祉棟・事務所棟・健康福祉棟・駐車場棟

# 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について

平成24年2月29日  
都市計画課

## 1 条例の概要

屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うもの。

## 2 改正の背景と理由

屋外広告物の規制については、景観行政を行う上で重要な課題であり、景観行政団体である市町村が主体的に行うことができるようにすべきとの考えにより、平成16年の景観法施行と同時に屋外広告物法が改正され、県条例にその旨を規定すれば、景観行政団体が屋外広告物の規制に関する事務を処理することが可能となった。

本県には現在2市1町（横手市、仙北市、小坂町）の景観行政団体があり、横手市にあっては平成25年度から、仙北市及び小坂町についてはそれ以降に権限移譲を受ける予定となっている。

これを受け、屋外広告物の表示等について規制する条例の制定及び改廃に関する事務を、景観行政団体が処理することができることとするとともに、屋外広告業の登録申請書の記載事項について所要の規定の整備を行う必要がある。

## 3 改正内容

### (1) 景観行政団体への権限移譲（第28条の2関係及び第1条関係）

ア 景観行政団体が屋外広告物の規制に関する条例の制定又は改廃に関する事務を処理することができることとし、併せて事務手続について規定することとする。

イ 屋外広告物法の規定によらず、県条例で規定した個別施策について適用除外とするほか、目的規定を改正することとする。

ウ なお、屋外広告物の規制に関する事務のうち、屋外広告物法に基づく権限移譲事務のほか、地方自治法により権限移譲する事務もあり、これについては市町村課所管の権限移譲条例の一部改正により対応することにより、景観行政団体が屋外広告物行政を一体的に任うことができることとする。

### (2) 屋外広告業の登録申請書の記載事項（第18条の2関係）

これまでは秋田市を除く秋田県内にある営業所のみを記載することとしていたが、最近における営業所の実態として、秋田県内に営業所を置かず、広域に営業を行う屋外広告業者が増加していることから、秋田市内又は秋田県外にある営業所についても記載することとする。

## 4 施行期日等

(1) 権限移譲に関する改正は平成24年4月1日から、屋外広告業登録申請書の記載事項に関する改正は公布の日から施行することとする。

(2) 屋外広告業登録申請書の記載事項に関する改正の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行うこと等により、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第十八条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 秋田県の区域（秋田市の区域を除く。以下同じ。）の全部又は一部を営業区域とする営業所の名称及び所在地</p> <p>三 五 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第二十八条の規定による景観行政団体である市町村の特例)</p> <p>第二十八条の二 知事は、法第六条に規定する景観行政団体である市町村（以下この条において単に「市町村」という。）において法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務（以下この条において「条例制定等事務」という。）を処理することが適当と認められるときは、条例制定等事務を当該市町村が処理することについて、当該市町村の長に協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による協議を受けた市町村の長が、条例制定等事務を処理することについて同意したときは、当該条例制定等事務は、当該市町村が処理することとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により市町村が条例制定等事務を処理することとするときは、当該市町村の名称及び当該市町村が処理を開始する期日を告示しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行うこと等により、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第十八条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 秋田県の区域（秋田市の区域を除く。以下同じ。）内にある営業所の名称及び所在地</p> <p>三 五 略</p> <p>2 略</p>

4 第二項の規定により条例制定等事務を処理する市町村の区域に  
ついては、第十七条の二及び第十七条の三の規定は、適用しない

第二十八条の三  
略

第二十八条の二  
略